

令和 2 年第 2 回臨時会

# 河津町議会会議録

令和 2 年 11 月 24 日 開会

令和 2 年 11 月 24 日 閉会

河津町議会

## 令和 2 年河津町議会第 2 回臨時会会議録目次

### 第 1 号 (11月24日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第 53 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 54 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第 55 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会の宣告	17
○署名議員	19
○議案等審議結果一覧	21

第 1 日

11月24日（火曜日）

## 令和2年河津町議会第2回臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年11月24日(火曜日)午後4時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第52号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第53号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 議案第54号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事の請負契約について  
日程第 6 議案第55号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第8号)

---

### 出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	教育委員会 事務局 局長	川尻一仁君

---

### 事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 大川知寛

開会 午後 4時00分

◎開会の宣告

- 議長（上村和正君） 皆様、どうもお疲れさまでございます。  
ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。  
よって、本日の議会は成立しました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（上村和正君） これより令和2年河津町議会第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって議長より指名します。  
6番、塩田正治議員、7番、仲里司議員の両名を指名します。
- 

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、議案第52号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月24日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第52号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和2年度の人事院勧告に基づきます改正となっております。

給与法の適用を受ける行政職員が対象となります。

本年の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となります民間給与の実態調査を例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しております。この結果、年間4.5か月分を4.45か月分に0.05か月引き下げる勧告となりました。

また、月例給の改定は、民間給与との格差が△の0.04%と極めて小さいことから、月例給の改定は行わないとの勧告となりました。

冒頭の件でございますが、期末手当の件でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

条例第 号、河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

臨時会の資料の1ページをお開き願いたいと思います。

臨時会資料の1ページをお願いします。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

人事院勧告による改正。

一般職員の年間の期末手当支給割合を0.05月分引き下げる。現在、2.60月分でございますが、これを、2.55月分になるということでございます。

本年度の引下げ分は12月期に適用しまして、令和3年度以降は、引き下げた0.05月分を6月期及び12月期に平準化をさせていただきます。なお、会計年度任用職員の支給割合は一般職に準ずるとしておりますので、同様でございます。

再任用職員の引下げは行いませんが、これについては勧告は出ておりません。一般職と同様に、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当支給割合を平準化するものとします。

次の表が期末手当の支給割合の表となっております。

期末手当支給割合の一般職の表をご覧くださいと思います。

一般職及び会計年度任用職員も準じたものとなります。

現行6月分は1.225か月、12月分は1.375か月とし、合計2.60か月となっております。

今回の勧告により、中ほどの欄、改正後の下線部分、12月分を今回、△の0.05か月として1.325か月と改定をします。合計2.55か月の支給となるというものでございます。

また、令和3年4月以降は、民間の支給状況が上半期と下半期が同様であるということから、6月及び12月につきましては支給割合を平準化して1.275か月として、年間2.55か月とするものでございます。

次に、再任用職員についての改正でございます。

今回の改正は、支給割合の均等のみでございます。

また、ページの一番最後の欄になりますが、参考までに、今回の勧告による改定について、一般職の期末手当と勤勉手当をまとめましたので、ご覧をいただきたいと思います。

臨時会資料の2ページをご覧くださいと思います。



新旧対照表となっております。

ご覧をいただきたいと思えます。

それでは、議題のほうに戻っていただきまして、本文でございます。

第1条 河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項及び第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に改める。

第2条 河津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、議案第53号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月24日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第53号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

令和2年度の人事院勧告を鑑み、特別職の常勤の者についての改正となっているものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

臨時会資料の3ページをお開きください。

本改正条例案の概要でございます。

人事院勧告の内容を鑑み、特別職の期末手当支給割合を0.05月分引き下げる。現在、4.30月分でございますが、これを4.25月分に引き下げるものでございます。

本年度の引下げ分は12月期に適用し、令和3年度以降は一般職と同様、引き下げた0.05月分を6月期及び12月期に平準化するものでございます。

期末手当支給割合につきましては、次の表のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、臨時会資料の4ページをお開きください。

本条例案の改正の新旧対照表となっております。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思っております。

第1条 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の212.5」に改める。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正

する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、議案第54号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第54号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事の請負契約について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第54号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事の請負契約についてをご説明させていただきます。

令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 令和2年度  
河津町コミュニティセンター耐震対策工事
- 2 契約の方法 制限つき一般競争入札による請負契約
- 3 契約金額 金1億2,798万5,000円
- 4 契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰222番地  
東海建設株式会社  
代表取締役 土屋順一。

令和2年11月24日提出。

河津町長、岸重宏。

すみません、その前に、提案理由でございます。

河津町コミュニティセンターは、昭和57年に竣工した旧耐震基準での建築物でございます。このため、平成24年に耐震評定を行った結果、耐震不足である判定を受け、このたびの耐震補強工事となったものでございます。

この工事の実施に伴い、令和2年11月10日付で、建設工事請負仮契約を締結しましたので、請負契約の承認を求めるものでございます。

臨時会資料の5ページをお願いいたします。

重複する部分については割愛をさせていただきます。

2、工事の概要でございます。

耐震改修工事。RC増設補強壁。

外階段改築工事。外階段の改築を行います。

トイレの改修工事ということで、各階のトイレ及び通路の改修を行います。

その他改修工事としまして、屋外のスロープ、屋内の階段の手すり等の設置、点字誘導シートの設置等を予定しております。

次に、3、工事期間でございます。

議会議決の翌日から令和3年3月19日までとしております。

5の耐震評定の数値でございます。

令和2年9月23日に耐震評定書の取得済みでございます。

内容につきましては、I s値が目標とします1.25をクリアするということになっております。改修後のI s値が1.250をクリアしているということで、判定については全てオーケーということになっております。

なお、I s値につきましては構造耐震指標のことで、建物の強度や粘り強さ、建物の形状やバランス、経年劣化を考慮し、建物の各階ごとに算出される耐震性を総合的に判断する指標のことを言っているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘です。よろしくお願いします。

まずお伺いしたいのは、今日の臨時会でございますけれども、臨時会でございますと、基本的にこの会で決まったことが要は町としては実行されてくるということだと思います。今回は関係担当の課長さんと局長さんということでお伺いをしました。本来であれば、こういう議会については担当外の課長さんも本来はいるべきかなというような感じを持ちます。なぜかといいますと、ここで決まったことは全て実行されて、基本的に税金の投入とか、そういうことがされるわけなので、やはりそこら辺は真摯に受け止めていただきたいなというふうに思います。これは意見でございますので、申し訳ございません。

それで、今回のコミュニティ耐震工事について、この入札について、条件が付されたのか、何か指名競争なのか、一般競争なのか、条件が付されたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 入札につきましては、先ほど申し上げましたように、条件としましては、制限付きの一般競争入札ということが大前提でございます。

これにつきましては、個別の条件としましては、建設業の許可という部分でございますが、特定建設業、これは国土交通大臣が許可するものでございますが、その資格を有する建築一式の資格による要件で入札をしております。

なお、制限つきということの制限の中では、地域を絞り込んでおります。河津町、東伊豆町、南伊豆町、下田市、伊東市に本社または営業所があるというようなことで設定をさせていただいて、入札を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

7番、仲里司議員。

○7番（仲 里司君） 1点確認させてもらいたいですけれども、トイレの改修工事で、各階トイレ及び通路の改修とありますが、このトイレにはユニバーサルトイレといますか、そういう身障者用とかというトイレがあるのでしょうか。それが1点目。1点でしたね。お願いします。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） この建物については、避難地としてのあれも、要素も加味しておりますので、3階のほうにユニバーサルデザインのトイレを設置しております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） もう1点確認させてもらいたいですけれども、屋外スロープとその他の改修工事でありまして、そして点字誘導シート設置とありますけれども、この屋外スロープと点字誘導シートというのはどの辺に設置するものなんですか。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 屋外スロープは、入り口が今階段になっておりますので、そちらのほうに正面右側のほうからスロープで、1階のですね。1階表の。そちらに車椅子で入れるスロープをつけるものでございます。

点字誘導シートは、当然、目の悪い方がその誘導できるような形の中で、そちらを設置するものでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事の請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、議案第55号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,713万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,916万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月24日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第55号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第8号）についてをご説明させていただきます。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして年度内完成をするために、南小学校及び河津中学校の特別教室等の空調設備を整備する工事請負費の補正予算を、一刻も早い発注に向け本臨時町議会に提案するものでございます。

この整備によりまして、災害時の新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、幅広く分散避難を可能にし、通常時は児童・生徒の良好な学習環境の確保ができるものでございます。

それでは、1枚めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円でございます。



款、項、補正額の順で朗読説明をさせていただきます。

14款国庫支出金5,023万円2項国庫補助金、同額でございます。

18款繰入金690万3,000円2項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計5,713万3,000円でございます。

次の2ページをお願いいたします。

歳出も、歳入と同様に説明をさせていただきます。

9款教育費5,713万3,000円1項教育総務費、同額でございます。

歳出合計5,713万3,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細の説明は割愛をさせていただきまして、5ページをお願いいたします。

## 2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

単位は千円でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金5,023万円3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,023万円、説明についても同様でございます。

次に、18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金690万3,000円1節基金繰入金690万3,000円、公共施設整備基金繰入金でございます。この同地方創生臨時交付金の充当分の残額となる財源となるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

## 3、歳出でございます。

9款教育費1項教育総務費4目学校管理費5,713万3,000円12節委託料113万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策小中学校空調設備設置工事監理委託料でございます。これについては、南小学校と中学校の対象としているものでございます。

14節工事請負費5,600万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策南小学校空調設備設置工事3,121万8,000円、同河津中学校空調設備設置工事2,478万3,000円でございます。

なお、南小学校の工事につきましては、特別教室を5つ、一般教室を4つ、あと、給食配膳室等でございます。中学校につきましては、特別教室を5つ予定しているものでございます。

合計で5,023万円ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の新型コロナウイルスの感染症対応として、地方創生交付金が出るということで、そのお金を使ってこの事業をするということでございます。

まず、その地方交付金が100%じゃないということですね。これは国のほうの政策で何%というふうに決まっているのか、それ1点と、もう1ついいですか。

これで、河津中と南小の対応をするということでございます。あとの例えば西とか東は、これはやらないでも対応できたということで考えてよろしいんでしょうか。例えば、片っぽやって片っぽをやらないということが、それが妥当なことだと町民のほうの意見は出ないというようなことで考えていらっしゃるんでしょうか。それだけ2点お伺ひいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、最初の地方創生臨時交付金の話をさせていただきます。

議員の説明会の中で全体のメニューをご説明したと思っておりますけれども、その中で今予定しているものの中の今まで目いっぱいの予定を組みました。実際の今度は、実際にやってみますと、その中で差益が出たりするんですけれども、それもまだはつきりしないものですから、とりあえず今足りないということですが、これ最終的にはもう一度精査をして、最終的には場合によっては足りる場合もあるものですから、とりあえず今の段階ではメニューに沿って目いっぱいなものですから、その分が想定されるものですから、とりあえず基金を充当して歳入として入れますけれども、実際はまだ確定をしておりませんので、最終的には地方創生臨時交付金を100%使えるような形で行いたいなと思っておりますけれども、予算の段階でははつきりしませんので、こういう対応をさせていただきました。最終的には調整をさせていただきます。

以上でございます。

あと、不足は担当課長より説明します。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 今、町長が説明をしたとおりでございます。財源については、何%という国の例えば補助率的なものがあるわけではございませんで、今回は地方創生臨時

交付金の中でコロナウイルスの感染症対策をいかにどれだけできるかという財源の中で、今回南小と河津中学校を充てたということでございます。ですから、他校についてどうこうということではなく、財源が今の段階ではこれがぎりぎりだということで、今の中ではこのような対応をさせてもらったと、先行してやらせていただいたということでございます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 教育委員会サイドの考え方から説明をさせていただきますと、南小学校をやって、西小学校、東小学校をやらないといった理由的には、今後、2年後に統合といったことを控えた中で考えていきますと、南小学校を中心に整備をしていきたいということがまず初めにあります。

それから、中学校のほうにあっては特別教室といったことで、特に音楽室といったもの、それから理科室といったものが非常に夏場暑く、授業の環境には悪化しているということがありましたので、そちらのほうを対応させてもらうということでございます。

なお、西小学校、東小学校にあっては、現在使っている普通教室については令和元年度に整備は終わっていますので、そちらのほうの普通教室について対応ということはできておりますので、今回は特別教室以外の部屋という形で南小学校も配備するという形でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ここ、説明がね、もしその町民のほうからお話があったときに、それなりの説明がつかないと、例えば、こっちやって、こっちできないよ、だから、例えば2年、統合の話はまた統合の話として考えるべきで、やはり公平性を持った行政をしなければいけないという大原則があるんで、そこら辺はちゃんとした対応をしていただきたいなというふうに思いますんで、ちょっとお話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年河津町議会第2回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

令和2年第2回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第52号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2. 11. 24	原案可決
議案第53号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第54号	令和2年度河津町コミュニティセンター耐震対策工事の請負契約について	〃	〃
議案第55号	令和2年度河津町一般会計補正予算(第8号)	〃	〃